

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和4年度	次回見直し予定	令和9年度
条 例 名	地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例				
条 例 番 号	平成23年神奈川県条例第48号	法 規 集	第4編第1章第1節		
所 管 室 課	政策局政策部NPO協働推進課				
条 例 の 概 要	地方税法第37条の2第1項第4号の規定により県民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下「県指定NPO法人」という。）を条例で定めるために必要な基準及び手続を定めるとともに、県指定NPO法人の適正な運営組織及び事業活動の実施を確保するための措置等について定めるもの。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	この条例は、地方税法第37条の2第1項第4号が条例で定めるとしている県指定NPO法人に必要な基準や手続、運営を行う際の要件を定めたものであり、現在でも必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	県指定NPO法人への寄附者が寄附金の4%（政令市在住者2%）の県民税の税額控除を受けることができるほか、県指定NPO法人となることにより、寄附者が所得税の軽減を受けることができる認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人」という。）の認定基準の1つ（特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ハ）に適合することから、認定NPO法人への申請を促進する効果を有している。このほか、県指定NPO法人となることで、法人の信用性が高まり、寄附金を募集しやすくなるなどの効果もあり、県内の寄附文化醸成に有効に機能している。			R4.10.31 現在 県指定法人数 66 法人
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	この条例は、指定に関する必要な基準及び手続等を明確に規定している。また、前回の条例見直しで、認定NPO法人との提出書類の重複を無くすための見直しを行い、県指定NPO法人の事務負担軽減を図ったところであり、効率的な内容となっている。			
	基本方針 適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	「かながわグランドデザイン」に基づき県が進める、NPOの自立的活動にむけた支援策として、特定非営利活動法人の財源確保や県内の寄附文化醸成の一翼を担うものであり、県の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	地方税法、特定非営利活動促進法及び関係法令に沿った条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。			
	その他				
	見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。